

第5回
館林市・板倉町合併協議会
会議録

日時：平成29年6月26日（月）午後2時
場所：館林市文化会館小ホール

別記様式第1号（第7条関係）

会議録

会議の名称	第5回 館林市・板倉町合併協議会	
開催日時	平成29年6月26日（月） 午後2時開会・午後4時45分閉会	
開催場所	館林市文化会館小ホール	
議長氏名	須藤和臣	
出席者氏名	「出席者名簿」のとおり	
事務局氏名	「出席者名簿」のとおり	
会議事項	議題	会議結果
	「会議事項」のとおり	「会議事項」のとおり
会議経過	「会議経過」のとおり	
会議資料	第5回 館林市・板倉町合併協議会 会議資料	
会議録の確定	確定年月日	署名
	平成29年8月4日（金）	指名委員氏名 井野口 勝利
	平成29年8月4日（金）	指名委員氏名 増田 文和

出席者名簿

【敬称略】

規約	氏名	
会長	須 藤 和 臣	
副会長	栗 原 実	
1号委員	小 山 定 男	中 里 重 義
2号委員	河 野 哲 雄	遠 藤 重 吉
	青 木 秀 夫	今 村 好 市
3号委員	向 井 誠	井野口 勝 則
	荒 井 英 世	小森谷 幸 雄
	小森谷 幸 雄 (重複)	
4号委員	吉 間 常 明	鈴 木 優
5号委員	山 崎 紀 夫	河 本 榮 一
	福 田 榮 次	増 田 文 和
	須 藤 稔	小野寺 幸 一
	江 森 富 夫	
7号委員	青 木 秀 夫 (重複)	
幹 事	栗 原 誠	根 岸 一 仁
	小 嶋 栄	
専門部会	中 里 克 己	細 堀 一 夫
	根 岸 省 子	渡 辺 義 和
	石 崎 治	野 澤 要 一
	川 島 孝 男	峯 崎 浩
	根 岸 光 男	落 合 均
事務局長	田 沼 孝 一	
事務局次長	林 成 明	丸 山 英 幸
事務局係長	木 村 和 好	舘 野 雅 英
事務局係員	石 井 博	鈴 木 誠
	田部井 啓 介	

欠席者 2号委員 野 村 晴 三

会議事項

- 1 開会
- 2 開会あいさつ
- 3 講演会（講師：群馬県総務部市町村課 布施 正明 課長）
- 4 報告事項
報告第16号 館林市・板倉町合併協議会委員の変更について
- 5 審議事項
議案第12号 【合併協定項目21】介護保険事業の取扱いについて
⇒原案のとおり可決
議案第13号 【合併協定項目23-10】障がい者福祉事業について
⇒原案のとおり可決
議案第14号 【合併協定項目23-11】高齢者福祉事業について
⇒原案のとおり可決
- 6 協議事項
協議第14号 【合併協定項目20】国民健康保険事業の取扱いについて
⇒次回の審議事項とする
協議第15号 【合併協定項目23-9】保健衛生事業について
⇒次回の審議事項とする
- 7 その他
寄せられたお問合せと事務局からの回答について
- 8 閉会あいさつ
- 9 閉会

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
田沼事務局長	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから第5回館林市・板倉町合併協議会を開会いたします。</p> <p>本日の進行役を務めさせていただきます合併協議会事務局長の田沼と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、ご報告いたします。本合併協議会は、協議会規約第9条第1項の規定により、会議は委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができないと定めております。本日は、野村委員がご都合により欠席されておりますが、会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>次に、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただいた次第、会議資料のほか、本日テーブルの上に配付いたしました講演会資料、座席表、出席者名簿、封筒に入れました次回の開催通知でございます。不足などがございましたら、お申しつけください。</p> <p>次に、本日の日程をご説明いたします。</p> <p>配付いたしました第5回協議会、本日の次第をごらんください。本日は2部構成により進めさせていただきます。第1部といたしまして、4番に記載してあります講演会を開催いたします。講演会終了後、休憩を挟みまして5番以降の報告、審議等を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
田沼事務局長	<p>それでは、次第に基づき、開会の挨拶をいただきます。</p> <p>須藤会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
須藤会長	<p>皆様、こんにちは。第5回の合併法定協議の会議を開催するに当たりまして、委員の皆様には大変ご多用の中、ご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>また、きょうは、傍聴の皆様も大変多く参加をいただいておりますこと、敬意を表する次第でございます。</p>

間もなく梅雨に本格的に入るといふふうに思いますが、館林市におきましては、昨日、ポンプ操法競技会がございました。板倉町におきましては、町民挙げての総合防災訓練が開かれたということをご報告で拝見いたしましたところでございますが、そうした取り組みに敬意を表する次第でございます。

また、板倉町、館林市ともに議会が既に終わったことかと存じますが、館林市におきましては私も初の一般質問の答弁をさせていただきました。その中の大半の質問は、やはりこの板倉町・館林市との合併の中身についての内容でございます。どのようなまちを目指すのか等々の質問を受けたわけでございますが、改めていろんなことを考えさせていただきよい機会でございます。議員の皆様とは、やはりお互いにスケールメリットを求めると同時に、それぞれ平成の合併の反省に立ちまして、地域の自立、例えば祭りですとか、さまざまな伝統文化の活動に重点を置くことも大事だと思いますし、そうした住民自治を高めていくということの大事さを議員の皆様と共有をさせていただいたところでございます。

前回の会議におきましては、合併の方式について皆様と意見交換をさせていただきました。委員の皆様からの意見がまとまるまでには、もう少し時間が必要かと思っております、今回の会議では講演会を計画させていただきました。

本日、講師をお願いいたしましたのは、群馬県市町村課長の布施課長さんでございます。平成15年に旧万場町と旧中里村が合併して誕生しました神流町の合併事務に従事した経験者でもございます。きょうは貴重な体験談などもお聞きすることができるのではないかといいふうに思っております。ぜひ参考にさせていただければありがたいと思います。

本日の会議が、今後の合併協の進展に結びつきますよう、皆様のご協力をお願い申し上げまして、開会に際しての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

田沼事務局長

ありがとうございました。

続きまして、委嘱状の交付を行います。

<p>須藤会長</p>	<p>前回の協議会では、板倉町の副議長が不在となっておりますが、6月6日の板倉町議会において、今村副議長が選任されておりますので、本協議会の2号委員をお願いすることになります。</p> <p>須藤会長より委嘱状を交付いたしますので、その場でご起立いただき、委嘱状をお受け取りください。</p> <p>委嘱状、今村好一様。館林市・板倉町合併協議会委員を委嘱します。平成29年6月6日。館林市・板倉町合併協議会会長、須藤和臣。</p>
<p>田沼事務局長</p>	<p>ここで、新たな委員となられました今村委員より自己紹介をお願いいたします。</p>
<p>今村委員</p>	<p>お世話になります。ただいま2号委員として委嘱をいただきました板倉町議会の今村です。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>田沼事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより講演会の準備を行いますので、少しの間お待ちください。</p>
<p>田沼事務局長</p>	<p>準備が整いましたので、ただいまより講演会を開催いたします。</p> <p>初めに、本日の講師をご紹介します。</p> <p>講師は、群馬県総務部市町村課課長、布施正明様でございます。布施様は、平成15年4月に、旧万場町と旧中里村が合併し、新たに神流町が誕生した際に、群馬県からの派遣職員として合併協議会事務局の局長補佐を務められ、合併協議や事務調整にご尽力された経験をお持ちでございます。</p> <p>本日は、平成の合併における群馬県内の先駆けとして合併に携わった貴重な経験や平成の合併後の国、県の状況などについてご講話をいただきたいと思っております。</p> <p>それでは、布施様、よろしくお願いいたします。</p>

<p>布施正明課長</p>	<p>皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました市町村課長の布施と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>紹介の中にありましたとおり、今は市町村課長を去年の4月から務めております。大分以前になりますが、平成14年の1月から1年3カ月、万場町・中里村合併協議会に派遣されておりましたので、きょうこういうオファーをいただいたのかなというふうに思っております。1時間ほどお時間をいただきましたので、その中で県内における合併の歴史的な経過や私が経験してきたこと、合併の方式について等をお話しできればというふうに思っております。</p> <p>最初に、資料として配らせていただいたA4横の紙を使いまして少し話をさせていただいた上で、経験談、その他をお話しさせていただければというふうに思っております。</p> <p>1ページ目を開いていただきますと、全国的、また県内の数字も入っておりますけれども、今までの市町村合併の歴史が表にまとまっております。今まで明治の大合併、昭和の大合併、平成の合併という3回の大きな山があったということでございます。</p> <p>2ページ目を開いていただきますと、明治の大合併につきましては明治21年、22年のころということで、自然発生的に発生してきた町や村を合併しまして、近代的な地方自治につなげるということで、おおむね小学校単位の区域構成と一致するということですが、そうした適正規模にするということで、全国では7万一千幾つかあった団体が約5分の1、1万5,859ですか、群馬県内は千二百幾つかあったところが、約6分の1、206になったというのが大合併の最初の歴史でございます。</p> <p>次に、3ページ目でございます。昭和28年から昭和36年にかけて、戦後増大した市町村事務を効率的に処理するために、合理的な規模とする。具体的には、中学校単位にするということで、人口8,000人を標準として合併が進められたということでございます。</p> <p>市町村数につきましては、全国で約3分の1ということで3,472、群馬県も約3分の1ということで75になっております。75ということは、今、皆さんが記憶に新しい平成の大合併が始まる前につくりました群馬県内</p>
---------------	---

70という時代が久しく続いたわけですが、この75から70になるに当たっては、昭和の大合併の後、五、六年の間に太田市でいうと毛里田村と宝泉村が太田市に編入しました。前橋でいうと、城南村が前橋市に編入しました。高崎市でいうと、倉賀野町と群南村が高崎市に合併したということで、その5つがなくなりました。昭和42年の時点で70になり、久しく70自治体の時代が続きました。

私は、両親とも群馬の人間なのですが、仕事の関係で三重県で生まれまして、群馬に引っ越してきました。両親が地元群馬のことを教えようと思ったのですが、群馬県の地図が部屋に張ってありました。今でもよく覚えています。毛里田村や宝泉村は多分なかったと思うのですが、高崎市の群南村とか倉賀野町、前橋市の城南村、これは残っていたと記憶しております。

平成の10年代ですが、太田市の毛里田商工会が残っていたということがございました。高崎市でいうと群南商工会が平成18年か19年ですか、ここら辺まで残っていましたので、そういう影響もあったのだなというふうに思っております。前橋市でいえば城南支所という課があります。これは昭和の大合併の後の名残という形で今も残っております。

昭和の話はそれくらいにしまして、平成の合併につきまして4ページをごらんいただきたいと思います。平成7年に旧合併特例法の改正が行われて趣旨規定が改正されました。今まで合併の円滑化ということだったので、それが自主的な合併の推進という形に変わりました。国の市町村合併に対する政策のかじが、合併に向けて切られたということがございます。

平成11年以降、旧合併特例法が改正され、合併推進策の充実が図られて、平成の合併の始まりということがございます。人口減少の社会、少子高齢化の社会経済状況等の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立に向けてということですが、特に地方分権の担い手という部分が大きくなったかなというふうに思っております。

平成22年度までで全国的には3,229あった自治体が1,727に、群馬県では、皆さんもよくご存じ、記憶に新しいと思うのですが、70あった自治体

がちょうど半分の35になっております。

次の5ページを見ていただきますと、平成の合併の背景といたしましては、重ねてになりますけれども、地方分権の推進ということで、市町村がみずからの判断と責任で地域の特性を十分生かした主体的な地域づくりを進めて、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくことが強く期待されました。

また、地域の実情に応じた創意工夫を行って政策を立案し、行政サービスや各種施策を自己決定及び自己責任の原則のもとに決定し、実施する組織や財政基盤の充実、強化が必要になってくる。私は、地方分権の推進、地方分権の担い手になるという部分が一番大きかったかなというふうに思っております。

ほかにも少子高齢化の基本問題である生活圏の広域化、4の行政改革の推進もしなければならぬ。そういう問題もあったと思うのですが、地方分権の問題点ということで、市町村の行財政基盤を強化する必要性がありまして、その有効な手段の一つとして市町村合併があったというふうに思っております。

次のページをあけていただきますと、平成の合併の市町村の姿ということで、群馬県のかつての70自治体が平成22年3月28日には35自治体になっております。

平成の合併に関して、群馬県における効果ということで、先ほどは全国的な話で背景を申し上げましたが、群馬県における効果ということで若干お話をさせていただきたいと思っております。

まず1点目としましては、行財政基盤の強化ということでございます。首長さんを前に言うのもあれなのですが、市町村三役（長・助役・収入役）の、今助役と言わないのですが、減少による給料の削減ということで、これで10億円が削減できました。市町村の議員数の減少による議員報酬の削減により、16億円の効果がありまして、また一般職員等の数の抑制も図られまして、職員については総務や企画といった管理部門統一によりまして職員数の適正化を図ったということで、減少につながったのかなというふうに思っております。

それから、権限移譲という自立性の向上ということで、県からの権限移譲がされております。合併によりまして団体としての人口が増加したことで、みどり市は町村だったところが市となりまして、合併で特例市になったのが太田市と伊勢崎市で、前橋市と高崎市は中核市になりましたということで、要するに格が上がったことで所管する事務がふえまして、より自立性が高まったということが言えると思います。

当初動きを見ますと、中核市は30万、特例市が20万、市へは特例で人口6万人から3万人に下げたというようなこともございまして、そういうことになったのかなというふうに思います。

ページをめくっていただきまして、住民の利便性の向上という点では、旧市町村の境界を越えた公共施設の利用が可能となりましたので、新たに施設を建設することなく、合併関係市町村にある施設を有効に活用できるようになり、利用施設の選択もできるようになったと思います。

それから、サービスの高度化・多様化という点では、合併したことによりまして各団体のサービス水準を統合する中で、その充実が図られたのかなというふうに思っております。また、その他職員数が増になったことで、先ほど申し上げましたように管理部門を統合したことによりまして、組織の専門化等がされた団体もございまして。神流町の例とか沼田市の例とか資料にも書いてありますけれども、サービスのレベルが少し上がったというような事例もございまして。

また、広域的なまちづくりということで、旧市町村が一体となりまして新たに広域的なまちづくりということで、新市町村建設計画をつくりまして、その計画に基づいて新たな事業を行うということで、新しい取り組みができたというような効果がございました。

平成の合併のデメリットということで、次のページ等にかかせていただいているのですが、群馬県におきましては平成の大合併による合併に関して、強力で推進したという形をとっておりません。ほかの都道府県だと合併のパターンを示して、こうやったらどうか、ああやったらどうかという形もあったのですが、群馬県としてそういう形でやっておりませんので、あくまでも自主的な合併を進めてくださいという形で、それ

で自主的に合併を考えたところにつきましては、今後支援させていただきますという形での取り組みもありましたので、いわゆる総括みたいな形で取りまとめはしておりません。

平成の合併のデメリットということで資料にあるのは、いろんなところが分析した結果ということを列挙させていただいております。まず、地方行政推進委員会のまとめたものでございます。①としまして、行政との距離が遠くなることにより住民の利便性が低下しまして、大きな合併をやったところでは、そういったケースもあったと思います。住民の意見の施策への反映や、きめ細かなサービスの提供が困難になること、それから合併後の中心部と周辺部との地域格差の発生、地域の連帯感の喪失、サービス水準の低下や住民負担の増加というようなことが、地方分権推進委員会の調べの中では書かれています。

もう一点、全国町村会が平成20年に調べた内容でございます。行政と住民相互の連携の弱まりがあったのではないかと。それから、財政計画との乖離、これは私どもも意味がわからなかったのですが、財政計画というものは合併になった新しい市町村の建設計画をつくるわけですが、その中で財政計画もつくります。その財政計画をつくったのですが、ちょうどそのとき三位一体の改革がありまして、国からの金の流れが変わりまして、そんなことで計画どおりに行っていないというようなことからこの②の財政計画の乖離といったようなことになったものと思います。それは合併による乖離ではなくて、国全体のそういう大きな流れだったのかなというふうに思っております。それから、周辺部の衰退ということでございます。こういったデメリットをまとめたところがございますので、ご紹介をさせていただきました。

群馬県としては、本質的には強力に合併を推進するということではなくて、合併にとって障害となるものを取り除くような形での努力が最も必要とされるということでございます。そういう中でイエスカノーかにつきましては、それぞれのご判断ということになってくるわけですが、平成の合併が始まる前、群馬県内は10の広域圏がございました。

その10の広域圏の組合がどうなったかということですが、解散が4団体

で、変更しているところが1団体です。前橋市だけは広域市町村圏の全ての組合が合併した後、解散しても何もおかしくないのですけれども、広域圏の枠を越えて市町村の合併の進んだところもあります。例えば藤岡の広域圏からは新町と吉井が出ていってしまって高崎市になっております。桐生市ほか4町村の藪塚本町は太田市と合併したのですけれども、そういう広域の枠を越えて市町村合併が進んだ地域があります。

また、中心市と周辺町村の力のバランスの崩れたところもあります。例えば伊勢崎市に合併しなかった玉村町と伊勢崎市の関係というのは、以前の一部事務組合でやっていた部分の力関係とは変わっております。藤岡の広域圏も、藤岡市と残った神流町と上野村だけで昔のころとは違っていません。

そんな中で、当地域にも関係するかと思うのですけれども、新たな広域的な取り組みも進んでおります。東部水道企業団ということで、広域的な連携の取り組みも始まっております。私どもは、新たな連携の取り組みを支援していく必要を感じております。そんなことで分権の研究会等を設けまして、その中での一部会として連携、国で用意しているのは連携中枢都市圏の定住自立圏とか、協約とか、いろいろがっちりした一部事務組合をつくらなくてもいいような形での連携等を今後進めたらどうかということでの動きもございますので、そういった心配をしつつ、いろいろ考えております。

こうした定住自立圏ということで個別に県内が中心になってやっているのではないのですけれども、長野県の定住自立圏に嬭恋村が入り、県境を越えた定住自立圏で動いてしまったなというので、本当にそれでいいのかどうかというのも考えていかななくてはならない部分もあるのかなというふうに思っております。

そんな中での市町村合併、今の時代の市町村合併ということで、平成の時代の市町村合併は国が強力に合併を推し進めて、いろいろ財源をつけてやってきたという中での話とも重なるのですけれども、合併の方式について、一番最後のページに示させていただいております。

新設合併につきましては、形として2つ以上の市町村が1つになって新

たな市や町をつくる合併ということになりまして、AとBが合併してC、合併によって全ての市町村の法人格がなくなりまして、新たな市や町が誕生するということでございます。ただ、AとBが合併してAの名称を使用する新設合併のやり方もございます。

編入合併につきましては、編入される側の市町村はなくなりまして、編入する側の市町村がそのまま存続する。DとEが合併してEが残る、こういうことで、新設合併との違いがございます。きょうは、この点について最後に若干述べさせていただきたいというふうに思っております。

一番最初に紹介さがありましたとおり、私は、万場町・中里村合併協議会に派遣されておりました。平成の大合併が始まったころ、地方課の税政係長というのをやっておりました。地方課の各係長もどういう支援ができるかということで考えるために、先行事例として潮来市の例があったため、茨城県庁にお邪魔してお話を聞く機会がございました。

潮来市の支所や前橋市の城南支所などに伺い、我々に話があったときには、こういうことをすればいいのだなということ相談される側として思っていました。その後、平成13年12月の末近くになりまして、万場町・中里村任意合併協議会が法定協議会を設置するというタイミングも重なりまして、その段階で両議長さんから県に人を派遣してくれというオファーがあったということで、誰が行くのかなと思っていたら、自分が行くことになり、大変なことになったというのが実情でございます。

私は、今も新町に住んでいるのですけれども、当時も多野郡新町だったので、万場・中里まで通えるということで選ばれたのかなと思いつつ、結構距離があって大変な思いをしたなと思いました。

合併協議会では、事務局長補佐ということで、こちらに補佐という管理職はないのですか、向こうは次長職がないものですから、補佐というのは管理職みたいなもので、事務局のナンバーツーということで執行させていただきました。

万場町・中里村合併協議会につきましては、平成の大合併のトップランナーということでいろいろお話をされますけれども、いろいろやゆされておられ、昭和の大合併の最終ランナーではないかと、1周おくれではないかと、

そんなような言われ方もしています。恐らく平成の大合併で、全国でも最小規模の合併であったのかなというふうに思っております。

万場町と中里村が合併協議をやるのは、そのときが初めてではなくて、3回目でした。1回目が、先ほど申し上げました昭和36年度の昭和の大合併のときに、県から万場町・中里村・上野村ではどうかという形で示されたというふうに聞いております。

2回目が、先ほど昭和の大合併からあと5自治体が合併したということでお話ししましたが、同じ時期に2回目の合併をお話があったそうです。それにつきましては、段階的な合併を目指すことで万場町と中里村が先行して合併して、行く行くは上野村もどうですかという形でやりたいということで、万場町・中里村合併協議会が昭和40年代の初めに立ち上がって動いていたということがございます。

ただ、それにつきましても、新しい町の名称であったり、診療所の位置であったり、幾つか合併協議が暗礁に乗り上げている段階で、町村議会の議員さんの任期のぐあいで選挙になるということがございまして、とりあえずはその合併協議を終わりにするよということがあったそうでございます。

そんな2回ほど合併協議を経ておりますけれども、2回目の合併協議会を解散したときに、当時の万場町長さんは抑制のきいた反省の文章を載せておりました。全文読み上げると大分時間がかかるので、最後のまとめの短文だけいきますけれども、「私を初め、合併対策委員の方々が、また多くの町民の方々が陰になり日向になりせつかくこんなに努力したのに、両町村民のために非常によいことである合併が、どうして、なぜに実現できなかったのか。その理由は、人により、場合によりいろいろな見方ができますが、いずれにしても今までの経過をよく、深く反省し、将来、合併の協議を再び進めるときは、ぜひともスムーズに円満な合併ができるよう戒心したいと思います。」この戒心というのは、改める心ではなくて、戒める心の「戒心」です。

そういう文章が残っておりまして、3回目の合併協議を進めるに当たりまして、万場町長さんの文書だったものですから、万場の方々は、これを

バイブルとして、戒めとして思い切ったということでございます。そのため3回目の合併協議を行うに当たりましては、「自治の灯を灯し続けるために」を合い言葉に、お互いを尊重して協議を重ねております。お互いを尊重するという部分がございますので、言わずもがな合併方式は新設合併ということで、町村の名称につきましても従来の町村の名称は使わずにということで、別の形で考えると。みんなそうだよなということでわかっていただいていたのかなというふうに思っております。ですので、合併の方式であったり、名称を変えるという部分でも3回目の協議を進めるのに大きな問題にはならなかったというふうに記憶をしております。

合併の協議の内容につきましては、どこも同じような部分もあるかと思うのですが、「サービスは上の水準で、負担は下の水準で」ということですが、適切な負担をとるべき根拠があるものにつきましては適切な負担を求めましょうというような合併協議をしております。

これは、今、合併協議を進める方たちには大変申しわけないのですが、当時は合併することによって有利な財源が相当ありました。それは普通交付税であったり、特別交付税であったり、合併特例債であったり、補助金も結構出ておりました。県としても人を派遣するというのは、給料は県持ちで派遣してましたので、そういう意味では人件費部分を支援していたというようなことでございます。そういうふうに目の前にいろいろちらついているものもございましたし、当時で言うと、専門的な話になって申しわけないですが、地方交付税の段階補正という小規模町村は有利になるよという仕組みがあったのですけれども、それをだんだん平準化していくようなむちの部分もございました。

先ほど申し上げましたが、私は当時多野郡新町に住んでおり、全国的に見ても市町村の面積でいうと多分十一、二番目ぐらいの小ささの面積で、そこに当時でいうと1万3,000人ぐらいの人が住んでましたので、県内で一番効率的な行政ができる町村や自治体であったわけですが、職員に聞いてみると、やっぱり小規模町村なりにかなり厳しいというような試算をしておりました。

そんな試算をしていた中で、万場・中里と同じようなレベルで南牧村と

というのがあって、当時はそういうところは合併しなければやっていけないよというような、そういう風潮でございました。

当時、人口3,000人ぐらいだったのですか、万場・中里も合併する段階ではちょうど3,000人超えていたと思うのですけれども、今、万場・中里が合併した神流町も南牧村も2,000人切っている。人口1,800人ぐらいになっております。この十何年ちょっとの間で、かなり人口が減ったというようなところでございますが、南牧村はまだ村として存続しております。

私たちが合併協議をやっていたころ、全国市町村の中で高齢化率の項目もあって見ていたのですけれども、南牧村、当時は高齢化率が48%ぐらいだったのですか、万場・中里で合わせて45%ぐらいだったのですけれども、当時は50を超えるほかの県の町村もございました。南牧村も多分全国で十何番目かの高齢化率の町村だったわけですけれども、いざ平成の合併が終わってみますと、その上の十幾つが全てなくなっておりまして、存続した南牧村が今は全国で一番高齢化率が高いという町村になっております。当時の風潮からいうと、合併しないとやっていけないのではないかなというような風潮がございました。

翻って万場・中里の合併協議の話をさせていただきますと、先ほど申し上げましたとおり、万場町のほうは戒心、心に戒めている人たちがいたものですから、それほど大きな反対はなかったのですけれども、中里村につきましては意見が割れておりました。法定協の議決につきましても、同数で議長裁定でたしか法定協が設置されたというような状況でございました。それは中里村の奥には上野村がございまして、当時、上野村にはダムはできていなかったのですが、できることがわかっている、交付税の不交付団体になることが目に見えていました。要するに裕福団体になるということが目に見えていましたので、中里村の人たちにしてみると、上野村を含めて合併すればこんなに恩恵が来るのだよということで、反対している人たちがいることも見守って事務を進めました。先ほど申し上げたとおり、協議内容につきましては、サービスはできるだけ上で、負担はできるだけ下で、本来負担すべき水準のあるものについては適当な水準でという形で話を進めてきました。

町の名前につきましても、万場と中里を使わないということでアンケートをとって、町村合併のアンケートをとってやってきました。まちづくりの計画につきましても、こんなことをやりますよということを私が全部みんなの話を聞きながら計画をまとめたということがございます。住民投票をしていこうという意見もあったのですけれども、住民投票ではなくて、アンケートでやらせていただきました。アンケートの結果、両町村とも賛成のほうが多かったということで、合併が動いたという記憶がございません。

そのようなことをしている中で、最後に合併協定書をつくらなくてはならないので、両首長さんと打ち合わせしていたときに、私、今でも覚えているのですけれども、その合併協定書の案を見たときに、両方の首長さんは息をのんでしばらく言葉を発しなかったのです。この合併協議は、2人の首長さんのかたい意思でずっと続いてきたのだけれども、ここへ来ておじけづいたのかなと思ってうんと心配したのですけれども、そうではなくて、自分たちがやってきたことがこれで成就するのだということでの多分息をのんだ瞬間だったのかなというふうに思っております。不思議な時間が流れた、そういう経緯がございます。

その後、合併協定書も結んで、合併するためには、両町村議会が議決しなければならないので、臨時会を開いてもらったわけですが、当然万場町のほうは全会一致で、合併に関して賛成ということでございました。中里村のほうにつきましても、その当日もいろいろ意見等ございました。最後の最後までどうするかなと思っていたのですけれども、最終的には中里村の議会のほうも全会一致ということで賛成していただいて、合併に進んだということがございます。

結構はらはら、どきどきしまして、中里村の議会、私、町村の議会をそのとき初めて傍聴しました。議会傍聴券というものが配られまして、その傍聴券につきましても、ついこの間まで捨てることができなかったのです。もうついにぼろぼろになって朽ち果てたので、何カ月か前に捨てさせていただいたというようなことございます。私の仕事とすると、その中里村の議会で議決されるというのが大きな仕事だったというふうに思っ

ております。

そんな中で、楽しい仕事もございまして、合併協議とか建設計画などつくっているだけではなくて、合併に向けての準備ということで、沖縄県に久米島というのがございまして、今、久米島町になっていますけれども、平成の大合併の前は2つの町村でした。それが私どもの合併協議している段階で久米島町になった。人口的には1万人を切るところだったので、そこはまず参考になるなということで、合併の準備に関しての視察に行かせていただきました。久米島町の片一方が仲里町、字は違うのですけれども、仲里町ということで、多野郡中里村たちと「なかざと会」というのをやっています、津軽にも津軽中里とあるみたいですが、中里というのは、あと新潟のほうの中里なのですけれども、その4つで「なかざと会」というのをやっています、そういうなじみがあったので、合併の準備についていろいろお話を聞いて、システムをどうするのかとか、庁舎をどうするのか、議場をどうするのか、支所をどうするのかとか、いろいろ個々懇切丁寧に教えていただきました。それが合併協議の仕事の中で楽しかったかなというふうに思っております。

そろそろ質疑を入れて1時間ということなので、最後の話に入っていきたいと思います。先ほどの資料の一番最後のページをごらんになりながら少しお話をさせていただきたいと思います。合併の方式については、大事なことであると思っております。合併協議の重点項目の一つでございします。ただ、申しわけないですが、私は合併方式については手続でしかないというふうに思っております。

最後のページ、10ページをごらんください。その中身を見ていただくと、新設合併にしる編入合併にしる、いろんな形があります。編入合併にしたってDとEが合併して、別にEでなくてもいいので、Fでもいいと思います。

資料1が群馬県内における今回の平成の合併の状況でございします。真ん中辺のちょっと左方に合併の方式ということで編入か新設かというのがあるのですが、新設に関しては9事例ございします。そのうち4事例につきましては、町村だけで新設合併の事例がございします。残りの5事例

につきましては、市が関与していると。具体的に申し上げますと、今申し上げましたように伊勢崎、太田、渋川、安中、富岡、この5つの合併が市が関与した合併でございます。

この合併につきましては、全てもともとの市の名称をそのまま使っております。それで、町村が新設合併した残りの4つについては、全て従来の名称は使っておりません。水上町が漢字から平仮名になったということもございますが、全てにおいて同じ名称は使っておりません。こういうことを言うと何なのですが、太田、伊勢崎、渋川、富岡、安中、もともとの市の住民の方の生活のほうは、それほど大きな影響はなかったのかなと思います。資料2を見ていただくと、市長選挙があるたびに、議員の選挙をやるかどうか、ほかの特別職をどうするのか、そういう問題がありますけれども、それについては何らかの形でクリアできる内容なのではないか。だから5つの市については、新設で従来の市の名称を使ったのかなと思っております。

また、編入のほうを見ていただきますと、前橋、沼田、桐生、藤岡、高崎だと3回やっています。

最後に1つ、中之条町なのですけれども、これは中之条町が六合村を編入していますけれども、期限に合わせるために急遽やったということで、時間がないということで編入合併としたのではないかと思っております。

住民の方の生活とすると、それほど大きな問題はないのかなと思いつつ、後ろに控えています合併協議会の事務方の皆さんの仕事としますと、条例規則を全て整える必要があります。新設合併につきましては、結構しんどいというふうに思っております。私の場合では、合併が15年4月1日になっていますけれども、その1月、2月ごろにつきましては、朝出勤しますと、条例規則の案をチェックするというので、1回のチェックがぼんと置いてあるのではなくて、1回のチェックのうちの何分の1がどん、どん、どんと来るわけなのですけれども、そのチェックをしてありまして、朝行くとブルーになっていたというような記憶がございます。当然初校だけでなく、2校、3校をやっていきます。会社に委託してやっていたわけですが、大変でございました。

	<p>結局、合併日にチェックが終わらなかったという状況でございました。例規をチェックしていたときは、万場町側から事務局に来ている人と2人でダブルチェックしていたわけですけれども、彼の場合は例規のチェックだけではなくて、合併準備、特にいろんな施設整備の合併準備に明け暮れていました。</p> <p>私自身が編入での事務処理の経験はございませんので、編入だからどうだということはなかなか言えないのですけれども、編入だとしても、協議内容に合わせて当然条例規則等を整えなければならないわけですので、それなりの業務も発生しますし、編入だから楽であるということではないかなというふうに思っています。いずれにしる事務のすり合わせの中でどこまで、どちらの制度をどういうふうに取り入れていくかということによって、それだけ事務量が変わってくるのかなというふうに思っております。</p> <p>そこまで述べさせていただいて、あとちょっとで1時間になりますので、質疑の時間をとってこれということなので、とりあえず私の話を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）</p>
田沼事務局長	<p>大変ありがとうございました。</p> <p>せっかくの機会でございます。委員の皆様よりご質問等がございましたら挙手にてお願いいたします。せっかくの機会ですので、ぜひご質問があれば。</p> <p>（「なし」の声）</p>
田沼事務局長	<p>皆さんないようですので、もし質問等がおありになった場合には、協議会終了後、事務局に申し出ただければ、後日回答させていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは、以上で講演会を終了させていただきますが、講師を務めていただきました布施様におかれましては、公務ご多忙中にもかかわらず快く講師を引き受けていただきました。また、貴重なご講演をいただきました。本当にありがとうございました。</p> <p>それでは、布施課長が退席となりますが、ここでもう一度感謝の意を込</p>

<p>田沼事務局長</p>	<p>めまして盛大な拍手をお願いいたします。（拍手）</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ここで委員の皆様をお願いを申し上げます。次回の協議会におきましては、継続審議となっております合併の方式につきまして、再度ご意見を賜りたいと考えております。本日の講演内容などをそれぞれの組織や団体等の皆様に十分お伝えいただきまして、引き続きましての意見聴取や意見の集約についてご協力をいただけるようよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ここで約10分間の休憩をとりたいと思います。会場の時計で15分まで休憩をお願いいたします。15分から再開をいたしたいと思いません。よろしくお願いいたします。</p> <p>（休 憩）</p>
<p>田沼事務局長</p>	<p>これより協議会を再開いたしまして、会議を始めさせていただきます。</p> <p>初めに、会議に当たっての留意事項を申し上げます。</p> <p>会議における質問、発言等に際しましては、挙手の上、お名前を言っていただくこと、あわせてマイクのご使用をお願いいたします。</p> <p>それでは、合併協議会規約第9条第2項の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、これ以降の進行を会長にお願いいたします。</p> <p>それでは、須藤会長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>規約に基づきまして、暫時議長を務めさせていただきます。</p> <p>審議、協議事項につきましては、委員皆様のご協力を何とぞよろしくお願いいたします。</p> <p>会議に先立ちまして、会議録署名人の選出を行いたいと思います。</p> <p>議長が出席委員の中から2名を指名することになっております。本日の会議につきましては、館林市の井野口委員と板倉町の増田委員をお願いをしたいと存じますが、いかがでしょうか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしというお答えをいただきました。それでは、お二人に会議録署名人をお願いいたしたいと存じます。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>報告第16号 「館林市・板倉町合併協議会委員の変更について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>林事務局次長</p>	<p>事務局次長の林でございます。会議資料の1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第16号 「館林市・板倉町合併協議会委員の変更について」ご説明申し上げます。本件は、本協議会委員の変更について別紙のとおり報告するものでございます。</p> <p>資料の2ページをお願いいたします。平成29年6月に開催された板倉町議会の第2回定例会において、副議長に今村議員が選任されました。このことに伴い、本年6月6日付にて参考に記載いたしました本協議会の規約第7条第2項の規定に基づき、新たに本協議会の委員をお願いするものでございます。</p> <p>報告第16号につきましては以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>先ほど委嘱状を渡させていただいた件だと存じますが、報告第16号につきまして何かございますか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしとの声がございましたが、よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、報告第16号につきましては、よろしく願いをいたします。</p>

<p>丸山事務局次長</p>	<p>それでは、審議事項に移ります。</p> <p>初めに、議案第12号 合併協定項目21 「介護保険事業の取扱いについて」を議題とさせていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局次長の丸山でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>今回提案させていただきます審議事項につきましては、前回の協議会におきまして協議事項としてご説明をした協定項目となっております。今回は審議事項としてご提案いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第12号についてご説明いたします。資料の3ページをお願いします。</p> <p>合併協定項目21 「介護保険事業の取扱いについて」ご説明いたします。表の中をごらんください。</p> <p>合併協定項目21 「介護保険事業の取扱いについて」の調整方針は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、介護保険事業計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 2、介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 3、地域包括支援センターについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編するとしております。 <p>それでは、関係項目ごとにご説明をさせていただきますので、次のページをお願いいたします。</p> <p>合併協定項目21 「介護保険事業の取扱いについて」、関係項目は、1の介護保険事業計画になります。</p> <p>表の中ほどの現況についてご説明いたします。</p> <p>初めに、目的となりますが、市町ともに国が定めた基本指針に即しまして、3年を1期とする介護保険事業計画を定めるとしております。計画期間は、市町ともに、現在、第6期の計画期間中でありまして、第7期の計画につきましては、平成29年度に策定する予定となっております。</p>
----------------	---

計画の策定内容につきましては、市町ともに国が定めました基本指針に即した必要な介護サービス量等を把握し、介護保険の事業費の見込みを算定し、介護保険料を決定する内容となっております。

表右側、具体的な調整内容として、「介護保険事業計画については、合併時は、第7期事業計画が計画実行中になるため、市町の計画をそのまま移行し、第8期事業計画から新市で策定する。」といたします。

次のページをお願いします。合併協定項目21 「介護保険事業の取扱いについて」、関係項目は2の介護保険料になります。

表の中ほどの現況についてご説明いたします。納付義務者につきましては、市町ともに居住する65歳以上の方となっております。

介護保険料として、市では第6期保険料を10段階に設定し、基準月額を5,500円、基準年額を6万6,000円と定めております。町では、第6期保険料を9段階に設定し、基準月額を4,700円、基準年額を5万6,400円と定めております。市町の所得段階ごとの年額保険料を次のページまで記載しておりますので、後ほどご確認していただければと思います。

また、7ページには、介護保険料の納期を記載しております。納期については、市町とも同様となっております。

5ページに戻っていただきまして、表の右側、具体的な調整内容として、「介護保険料については、介護保険事業計画で定められており、合併時は第7期事業計画が計画実行中になるため、市町の介護保険料をそのまま適用し、第8期事業計画から新市で統一する。」といたします。

ここで、1点修正がありますので、説明をさせていただきます。前回の協議会におきまして説明をした際、委員より調整内容の中に「統一する。」という記載をした方がわかりやすいのではないかというようなご意見をいただいております。今回、具体的な調整内容の最後の行になりますけれども、「新市で統一する。」と修正しております。修正前は、「新市で定める。」としていたものでございます。

それでは、8ページをお願いいたします。合併協定項目21 「介護保険事業の取扱いについて」、関係項目は3の地域包括支援センターになります。表の中ほどの現況についてご説明いたします。

	<p>初めに、目的となりますが、市町ともに介護予防支援や包括的支援事業等を実施し、地域住民の健康の保持や生活の安定のために援助を行い、保健医療の向上や福祉の増進を支援することとしています。</p> <p>設置圏域としまして、市では市内を4地区に区分しまして、各圏域別に地域包括支援センターを設置していますが、町では町内全域を1地区としまして、地域包括支援センターを設置しております。</p> <p>次のページになりますが、地域包括支援センターの運営体制としましては、市では全て社会福祉法人等に委託をしておりますが、町では直営によりまして職員3名体制で運営をしております。</p> <p>前のページに戻っていただきまして、表右側、具体的な調整内容として、「地域包括支援センターについては、介護保険事業計画で定められており、合併時は第7期事業計画が計画実行中になるため、現行のとおりとし、第8期事業計画から再編する。」といたします。</p> <p>以上で、合併協定項目21「介護保険事業の取扱いについて」のご説明を終了させていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第12号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いをいたします。特にございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、質疑を打ち切りまして、採決を行いたいと存じます。</p> <p>議案第12号 合併協定項目21「介護保険事業の取扱いについて」を原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でございます。</p> <p>よって、議案第12号は原案のとおり可決をされました。</p>
議 長	
議 長	
議 長	

丸山事務局次長	<p>次に、議案第13号 合併協定項目23—10 「障がい者福祉事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第13号についてご説明をいたします。資料は11ページをお願いいたします。</p> <p>合併協定項目23—10 「障がい者福祉事業について」 ご説明しますが、表の中ほどをごらんください。合併協定項目23—10 「障がい者福祉事業について」の調整方針につきましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、障害者総合支援法に関係する事業については、事業内容がすべて同一の事業は、現行のとおり新市において継続する。ただし、事業内容が異なる事業については、合併時に統合し、入浴サービス事業及び日中一時支援事業については、合併時に再編する。 2、市町が独自に行う事業については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1)、福祉タクシー料金支援事業については、合併時に再編する。 (2)、心身障がい者就職祝金支給事業については、合併時に統合する。 (3)、特定疾患患者等見舞金支給事業については、合併時に統合する。 <p>次のページになります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (4)、身体障がい者自立更生奨励金支給事業については、合併時に統合する。 (5)、在宅重度障がい者介護慰労金支給事業については、合併時に統合するとしております。 <p>それでは、この関係項目ごとにご説明をしますので、次のページをお願いいたします。</p> <p>合併協定項目23—10 「障がい者福祉事業について」、関係項目につきましては1の障害者総合支援法に関係する事業になります。</p> <p>これからご説明いたします各事業につきましては、国で定めております「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づきまして、市町で実施している事業になります。したがって、事業内容については市町ともに同一となりますので、目的のみ説明しまして、事</p>
---------	---

業概要の説明につきましては省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、表の中ほどの現況欄、1番の障がい支援区分認定審査会になります。障がい支援区分認定審査会としまして、館林市外五町障害支援区分認定審査会を設置しております。審査会は、1市5町において共同設置している審査会でありまして、介護給付等に必要な審査及び判定等の業務を行っております。

次のページになりますが、2番の自立支援給付（介護給付）になります。目的としましては、障がい福祉サービスの利用を希望する障がい者に対しまして、介護給付の支給決定をすることで、障がい者の福祉の増進と、障がいの有無にかかわらず安心して暮らせることを目的とした事業でございます。

次のページになります。3番の自立支援給付（訓練等給付）になります。こちらの目的も障がい福祉サービスの利用を希望する障がい者に対しまして、訓練等の支援を受けるための訓練等給付の支給決定をすることで、障がい者の福祉の増進等を図る事業でございます。

次のページ、4番の自立支援医療（更生医療）になります。身体上の障害を除去または軽減し、日常生活能力や職業訓練能力の回復を図ることを目的としまして、自立支援医療費の給付をするものでございます。

次のページ、5番の自立支援医療（育成医療）になります。こちらは身体上の障害を除去または軽減し、日常生活の回復を図ることを目的に自立支援医療給付費を支給するものでございます。

次のページ、6番の補装具費支給事業になります。障がい者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保、就労場面における能力の向上や障害児が、将来、社会人として自立自活するための素地を育成助長することを目的とした支援を行うものでございます。

次のページ、7番の障がい児通所給付費になります。心身障がい児に対しまして、集合療育訓練の場を提供しまして、在宅で障害を有する幼児の生活指導や機能訓練を行うものでございます。

21ページをお願いいたします。8番の相談支援事業になります。障がい

者やその保護者、または介護を行う方からの相談に応じまして、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行いまして、障がい者が自立した日常生活や社会生活が送れるよう支援する事業でございます。

次のページ、9番の地域活動支援センター事業になります。創作的な活動などの機会の提供や社会との交流の促進等の便宜を供与します地域活動支援センターを設置しまして、障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的とした事業でございます。

次のページ、10番の成年後見制度等利用支援事業になります。認知症高齢者などの成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者等が有する能力を活用し、自立した日常生活を営むことができる環境を整えることを目的とした事業でございます。

次のページになります。11番の日中一時支援（登録介護者）事業になります。心身障がい児の介護を行う保護者が、一時的に介護ができない場合に、あらかじめ登録を行っております登録介護者に介護を委託し、介護者の負担軽減を図る事業となっております。

次のページ、12番の日中一時支援（サービスステーション）事業になります。こちらも心身障がい児の介護を行う保護者が、一時的に介護ができない場合に、県へ登録を行っているサービスステーションに介護を委託し、介護者の負担軽減を図る事業となっております。

次のページ、13番の心身障がい児集団活動・訓練事業になります。こちらの事業、特別支援学校等の放課後に集団活動や社会適応訓練を行いまして、地域社会が一体となって障がい児の自立を促進する事業でございます。

以上の事業につきましては、全て事業内容が同一のために、具体的な調整内容としましては、「現行のとおり新市において継続する。」としているものでございます。

次のページになります。ここからの事業につきましては、事業内容の一部が市と町で異なっている。または、市のみ実施している事業になりますが、具体的な調整内容としましては「館林市の例により合併時に統合する。」とした事業となっております。

27ページ、14番の移動支援事業になります。こちらの目的としましては、屋外での移動が困難な障がい者に対しまして、外出のための支援を行い、地域での自立生活や社会参加を促すための支援を行う事業でございます。市と町で異なる点につきましては、(3) 支援形態としまして、市では個別支援型とグループ支援型としておりますけれども、町では個別支援型のみとなっております。この点のみが異なる点でございます。

次のページ、15番の手話通訳者・要約筆記者派遣事業になります。こちらの目的としましては、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者等を支援するために、手話通訳者や要約筆記者を派遣しまして、聴覚障害者の自立や社会参加を促進することを目的としております。市と町で異なる点につきましては、(2) 実施体制としまして、市では社会福祉協議会へ委託しておりますが、町では群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザへ委託しております。

次のページになりますが、町のみ②としまして、①以外の手話通訳者ということで手当を定めております。

30ページになります。16番の手話通訳者設置事業になります。こちらにつきましては、市のみ実施している事業で、手話通訳者を1名、市役所または社会福祉協議会のほうに配置をしまして、窓口の受付や相談時の通訳を行う事業となっております。

次のページ、17番の障がい者日常生活用具等給付事業になります。重度障がい者等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸し付けをすることによりまして日常生活の便宜を図る事業でございます。市と町で異なる点につきましては、(1) 対象者としまして、市では発達障害者、難病患者も対象としております。(2) の給付品目につきましては、米印に記載したとおり市町のみ対象としている品目がございます。

(3) 利用者負担額につきましては、表の中、上から3段目、市民税非課税世帯の利用負担額、4段目の市民税課税世帯の内訳にありまして所得割の額等が市町で異なっております。

次のページになります。18番の身体障害者自動車運転免許取得費補助事業になります。肢体不自由者が普通自動車の免許を取得する場合、その経

費の一部を補助し、就労等の社会活動への参加を促進する事業でございます。市と町で異なる点につきましては、（１）対象者としまして、市では④、前年の所得税年額12万円以下の者、⑤として過去に運転免許の失効や行政処分を受けたことがない者としておりますが、町では④、当該年度の市町村民税所得割額16万円未満の世帯に属するものとしております。同様な金額の違いが、（２）補助内容の市の欄、一番下の行になりますけれども、所得税年額12万円、町の欄でいいますと下から２行目、市町村民税所得割額16万円となっております。

以上の事業につきましては、事業内容が異なる点等ありますが、具体的な調整内容としては、「館林市の例により合併時に統合する。」としております。

次のページ、19番の入浴サービス事業になります。目的としましては、身体上の障がいにより日常生活を送る上で支障のある在宅の重度の障がい者等に対しまして、訪問入浴を提供する事業でございます。市と町で異なる点につきましては、（１）対象者としまして、町では、②、他の法律による訪問入浴サービスを受けていない方も対象としております。（２）の利用回数では、市がおおむね週２回、町では週１回としております。（３）の利用者負担額につきましても、利用者世帯の所得階層区分、区分ごとの利用者負担額が異なっている状況でございます。

表の右側にあります具体的な調整内容としては、「入浴サービス事業については、対象者、利用回数及び利用者負担額が異なるため、合併時まで調整し、再編する。」としております。

35ページをお願いいたします。20番の日中一時支援事業になります。こちらのほうの目的は、心身障がい者に対しまして、一時的に日常生活の場を提供しまして、日常的な訓練を行う事業でございます。市と町で異なる点につきましては、（１）対象者としまして、市では③、発達障害者も対象としております。（３）利用者負担額につきましては、表に記載のとおり、若干の金額が異なっております。

次のページになりますが、表の下の方、⑤番ですけれども、町では利用者負担月額上限額を定めております。

前のページに戻っていただきまして、表右側の具体的な調整内容としましては、「日中一時支援事業については、対象者及び利用者負担額が異なるため、合併時まで調整し、再編する。」といたします。

以上で関係項目1番の障害者総合支援法に関する事業についての説明は終了します。

続きまして、37ページになります。合併協定項目23—10 「障がい者福祉事業について」、関係項目は2の市町が独自に行う事業になります。表の中ほどの現況についてご説明をさせていただきます。時間の関係もごさいますので、市と町で異なる点につきまして重点的にご説明をさせていただきます。

1番の福祉タクシー料金の支援事業になりますけれども、こちらについては、目的としまして在宅の障がい者、介護を要する方などが社会生活を営む上で外出する場合に、タクシー以外の交通機関を利用することが困難なためタクシーを利用した場合に、その金額を一部補助するものでございまして、市と町で異なる点につきましては、(1)の対象者としまして、市のみ②番としまして、介護認定を受けている高齢者も対象としております。

次のページになりますが、(2)給付内容の①、利用可能枚数ですが、市では1回につき1枚まで、町では1回につき2枚までとしております。③の交付限度枚数につきましては、市が年間36枚、町が48枚と定めております。

前のページに戻っていただきまして、表の右側になります。具体的な調整内容としまして、「福祉タクシー料金支援事業については、対象者及び給付内容が異なるため、合併時に再編する。」としております。

39ページをお願いいたします。ここからの事業につきましては、市のみ実施している、または事業内容の一部が市と町で異なっている事業になりますが、調整内容としましては、「館林市の例により合併時に統合する。」とした事業となっております。

39ページの2番の心身障がい者就職祝金支給事業になります。市のみ実施している事業でありまして、心身障がい者の方が障がい者施設におきま

議 長	<p>して就労訓練を終了し、施設を退所した方で継続して3カ月以上勤務している方を対象に、1人につき1万円、ただし原則1回限りの支給としております。</p> <p>次のページをお願いいたします。3番の特定疾患患者等見舞金支給事業になります。こちらのほう特定疾患患者等の保護者に対しまして見舞金を支給しまして、患者と、その家族の福祉の増進を図る事業でございますが、市と町で異なる点につきましては、(2)支給内訳としまして、市では1人につき3万6,000円、ただし1回限りの支給としていますが、町では1人につき月額3,000円を支給しております。</p> <p>次のページになります。4番の身体障がい者自立更生奨励金支給事業になります。こちらの事業、市のみ実施している事業でありまして、日常生活に著しい制限を受け、厳しい生活を強いられている身体障がい者に対しまして、自立更生支援金を支給しております。支給内容としましては、1人につき3万6,000円、1回限りの支給となっております。</p> <p>次のページになります。5番の在宅重度障がい者介護慰労金支給事業になります。こちらは市のみの事業となっております。日常生活に著しい支障のある在宅の重度障がい者を介護する方に介護慰労金を支給し、介護する方の労をねぎらうものになりまして、支給内容としましては被介護者1人当たり年額9万円を支給しております。</p> <p>以上の事業につきましては、具体的な調整内容としまして、「館林市の例により合併時に統合する。」とした事業でございます。</p> <p>以上で合併協定項目23—10 「障がい者福祉事業について」の説明を終了させていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第13号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にて発言をお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
-----	---

議 長	なしという発言がございましたけれども、よろしいですか。 (「はい」の声)
議 長	それでは、質疑を打ち切り、採決を行います。 議案第13号 合併協定項目23—10 「障がい者福祉事業について」を原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でございます。 よって、議案第13号は原案のとおり可決をされました。 続きまして、議案第14号 合併協定項目23—11 「高齢者福祉事業について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
丸山事務局次長	それでは、議案第14号につきましてご説明をいたします。資料につきましては43ページになります。 表の中をごらんいただきたいと思います。合併協定項目23—11 「高齢者福祉事業について」の調整方針につきましては、 1、敬老祝金・特別慶祝については、次のとおりとする。 (1)、敬老祝金については、合併時に統合する。 (2)、特別慶祝については、合併時に再編する。ただし、卒寿慶祝訪問については、合併時に廃止する。 2、敬老事業については、合併時に廃止する。 3、高齢者福祉計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 としております。 それでは、この関係項目ごとにご説明をさせていただきます。次のページをお願いいたします。 合併協定項目23—11 「高齢者福祉事業について」、関係項目につきま

しては1番の敬老祝金・特別慶祝になります。

表の中ほどの現況でございます。1番の敬老祝金になります。目的としましては、市町ともに高齢者に対し、長寿を祝福し、敬老の意をあらわすために敬老祝金を支給しております。市と町で異なる点につきましては、

(1)の対象者として、市では満80歳、満90歳、満95歳、満100歳に達する方のみ支給をしていますが、町では75歳以上の方全てを対象としております。

(2)の支給額として、市では各年齢ごとに支給額を定めまして、金券を支給しております。町では、75歳以上85歳未満の方に3,000円、85歳以上の方に5,000円を現金で支給しております。

表の右側の具体的な調整内容として、「敬老祝金については、対象者及び支給額が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。」といたしております。

次のページをお願いします。2番の特別慶祝になります。目的としましては、市町ともに多年にわたり貢献してきた功績に対しまして、住民を代表しまして祝意をあらわすものでございます。

(1)の卒寿慶祝訪問は、町のみ実施している事業でございまして、当該年度内に90歳となる方を訪問し祝意をあらわすものでございます。事業の内容につきましては、記載のとおりでございます。

(2)の百寿慶祝訪問では、市町ともに当該年度に100歳となる方を訪問しまして、祝意をあらわすものでございまして、市と町で異なる点につきましては、市では市長のみ訪問しておりますが、町では町長ほか関係者で訪問をしております。

次のページになります。(3)の最高齢者慶祝訪問につきましては、町のみ実施してございまして、当該年度内に最高齢となった方を訪問し祝意をあらわすものでございます。事業内容につきましては、記載のとおりでございます。

前のページに戻っていただきまして、表の右側の具体的な調整内容としましては、「百寿慶祝訪問及び最高齢者慶祝訪問については、合併時に再編するが、卒寿慶祝訪問については、合併時に廃止する。」といたします。

<p>議 長</p>	<p>47ページをお願いいたします。合併協定項目23—11 「高齢者福祉事業について」、関係項目は2番の敬老事業になります。町のみ実施しております「敬老の集い」の事業となります。</p> <p>目的としまして、高齢者に対しまして、町全体で敬老の念をあらわすとともに、高齢者と児童との交流を通しまして、高齢者の社会参加を促進するものとしております。事業の概要につきましては、75歳以上となる方を対象としまして、町内4カ所の小学校の運動会と同時に開催をし、児童代表によります歓迎のあいさつや花束の贈呈などを実施しております。表の右側、具体的な調整内容としましては、「敬老事業については、合併時に廃止する。」といたします。</p> <p>次のページをお願いいたします。関係項目は、3番の高齢者福祉計画になります。表の中ほどの現況でございます。高齢者福祉計画につきましては、国の法律に基づき策定する計画でございます、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保を定めた計画となりまして、市町で策定をしております。法に基づく計画となりますので、目的、概要、計画期間ともに同様でございます。策定体制につきましてもほぼ同様でありますけれども、3の実施方法としまして、市は最終的に高齢者福祉計画策定懇談会の会長に諮問をしております。町では、最終的には介護保険運営協議会に諮問をしております。表の右側にあります具体的な調整内容としまして、「高齢者福祉計画については、合併時は、第7期計画が計画実行中になるため、市町の計画をそのまま移行し、第8期計画から新市で策定する。」といたします。</p> <p>以上で合併協定項目23—11 「高齢者福祉事業について」の説明を終了させていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第14号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いをいたします。質疑などございませんか。</p>
------------	--

議 長	<p>(「なし」の声)</p> <p>なしという声が聞こえました。</p> <p>それでは、質疑を打ち切りまして、採決を行います。</p> <p>議案第14号 合併協定項目23—11 「高齢者福祉事業について」を原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員でございます。</p> <p>よって、議案第14号は原案のとおり可決をされました。</p> <p>続きまして、これからは協議事項に移りたいと存じます。</p> <p>協議第14号 合併協定項目20 「国民健康保険事業の取扱いについて」をまず議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
丸山事務局次長	<p>それでは、協議第14号につきましてご説明をいたします。資料につきましては49ページとなります。</p> <p>表の中をごらんいただきたいと思います。合併協定項目20 「国民健康保険事業の取扱いについて」の調整方針につきましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、国民健康保険税の賦課については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1)、税率については、合併年度及びこれに続く5年度以内は不均一課税とし、その後、再編する。 (2)、納期については、現行のとおり新市において継続する。 (3)、軽減制度については、現行のとおり新市において継続する。 (4)、減免制度については、合併時に統合する。 2、特定健康診査・特定保健指導については、合併時に統合する。 <p>としております。</p> <p>それでは、関係項目ごとに説明を申し上げますので、次のページをお願いいたします。</p> <p>表の中ほどの現況でございます。1の税率になりますが、国民健康保険</p>

税の税率につきましては、表に記載のとおり、医療分、支援金分、介護分の3つに区分され、それぞれの区分ごとに所得割・資産割・均等割・平等割の税率を定めて課税しております。市町で定めている税率については、全て異なる税率となっております。

限度額につきましては、両市町ともに同額となっております。

※印に各用語の説明を記載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

表の右側になります。具体的な調整内容としまして、「税率については、合併年度は現市町の広域化後の税率を適用し、これに続く5年度以内は、税率の統一に向けて段階的に調整した税率とする。」といたします。

ただいま調整内容の中で「広域化」という説明を申し上げました。広域化について補足説明をさせていただきます。具体的な調整内容の※印のところになりますが、現在、市町村が個別に運営しております国民健康保険制度を平成30年度から群馬県全域に一本化しまして、県が財政運営の中心的な役割を担うことにより制度の安定化を図っていくことになっております。市町村では、現在行っております資格管理や税率の決定、賦課徴収等きめ細かな事業を引き続き行っていくことになっております。

1番の税率につきましては、以上でございます。

次のページ、2番の納期になります。

(1)の普通徴収、(2)の特別徴収ともに市町同様でございますので、表の右側の調整内容としましては、「納期については、現行のとおり新市において継続する。」としております。

3番の軽減制度になります。(1)低所得者軽減、(2)後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減、(3)非自発的失業者に対する軽減がございます。こちらにつきましては、法令で定められている軽減制度となっておりますので、対象者及び軽減内容につきましては、市町ともに同様でございます。したがって、表の右側の具体的な調整内容としましては、「軽減制度については、現行のとおり新市において継続する。」としております。

次のページをお願いいたします。4番の減免制度になります。減免制度

の対象者としまして、(1) から (4) まで記載しております。対象者につきましては、市町ともに同様でございます。しかし、市の下段のほうに※印がありますが、市では館林市税等減免に関する規程を定めまして、対象者ごとに減免する基準を具体的に定めております。この点が市と町で異なっております。

表の右側、具体的な調整内容としまして、「減免制度については、対象者は同一であるが、館林市では減免基準を具体的に列挙しているため、館林市の例により合併時に統合する。」といたしました。

次のページをお願いいたします。関係項目につきましては、2番の特定健康診査・特定保健指導になります。表の中ほどの現況でございます。1番の特定健康診査で市と町で異なる点につきましては、(1) から (3) は同様でございます。次のページの(4)の実施時期、それと(5)自己負担額としまして、市では40歳から69歳までを500円、70歳から74歳までを無料としておりますけれども、町では全ての方を無料としております。

前のページに戻っていただきまして、表の右側の具体的な調整内容になりますが、「特定健康診査については、実施時期、自己負担額が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。ただし、自己負担額については、板倉町の例によるものとする。」といたしました。

次のページをお願いいたします。中段になりますが、2番の特定保健指導になります。こちらのほうも市と町で異なる点につきましては、(1)の実施方法といたしまして、市では集団検診分を群馬県健康づくり財団のほうに委託しておりますけれども、町では全て直営で実施しております。

(3)の指導内容としまして、動機づけ支援と積極的支援を実施しておりますけれども、支援内容につきましては市と町で異なっております。

表の右側の具体的な調整内容としましては、「特定保健指導については、実施方法及び指導内容が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。」としております。

以上で、合併協定項目20 「国民健康保険事業の取扱いについて」の説明を終了させていただきます。

<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>協議第14号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>青木委員さん。</p>
<p>青木委員</p>	<p>板倉町の青木です。</p> <p>50ページの保険税の税率の問題について、もう少し詳しく、具体的に、もう一回説明していただけますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局または専門部会のほうで対応を求めます。</p>
<p>丸山事務局次長</p>	<p>具体的な調整内容をもう少し詳しくということですが、国民健康保険制度が平成30年に広域化されます。しかし、平成30年度の時点では、恐らく合併はまだされていないと想定をしておりますので、その時点では現市町の税率を適用することになります。その後、それに続きます5年間の間に、今、市と町で税率が違っておりますので、それを段階的に統合して一本化をしていきたいというような調整内容になります。ですから、具体的には5年以内ということですので、何年ということは現時点では明確にはなっておりませんが、最終的には税率を統一するというような調整内容となっております。</p>
<p>議 長</p>	<p>青木委員。</p>
<p>青木委員</p>	<p>そうしますと、平成30年度に県で一本化されるというときの税率というのはどのように決まるのでしょうか。先ほどの事務局の説明ですと、館林市と板倉町の税率を一本化するというふうに聞こえるのですが、平成30年度の時点では県内の税率はどういうことになっているのですか。</p>

議 長	館林市保健福祉部長、お願いします。
中里部長	<p>館林市保健福祉部長です。よろしくお願いします。</p> <p>来年の4月から始まることであるから、県内の統一税率が既に決まっているのではないかというようなご質問いただきました。まだ県のほうでは、これは全国的にそうなのですが、県内の統一税率というのは決まっておられません。また、統一税率といいますが、県内が全て同一のものに統一されるのではなく、各市町村の現状に応じまして、各市町村の標準税率というのが定められる形になります。ですから、館林市に示される標準税率と板倉町に示される標準税率は当然違ってくる形になります。</p> <p>各市町村では必ずそれにしなければならないというわけではないのですが、それらを勘案して各市町村で税率を定めてくださいという形になります。現在考えているのは、来年の4月に県のほうで示されます市町の標準税率を勘案して定められた各市町の税率を合併の段階では継続する。そして、合併した後、館林市、板倉町については別々の税率はもう既に示されなくなります。一本化された県の標準税率が示されます。ただし、その標準税率に、その後すぐに一本化された形に持っていくのではなくて、5年間のうちに段階的にずれているものを一本化していこうというのが今回の内容です。</p> <p>ですから、まず1つは、まだ標準税率というのは県のほうでは定められておりません。もう一つは、標準税率が定められた場合は、館林市と板倉町では別々の税率が県のほうで示される形になります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	青木委員、どうぞ。
青木委員	<p>聞いていると、非常に理解ができないことが多いのですが、そうしますと来年度、県から標準税率が示されるということなのですが、それは今までの館林市の保険財政とか板倉町の保険財政の実績に基づいて県のほうから割当金というのか、賦課金みたいなものが示されるので</p>

	<p>すか。それに基づいて、館林市は館林市で新たなもの、財政計画、保険財政を算定するということになるわけですか。それはいつごろ示されるのですか。もう来年4月までというのですが、すぐですよ。近々秋までには示されるとか、そういうのは具体的に出ていないですか。</p>
議 長	<p>お答えを保健福祉部長、お願いします。</p>
中里部長	<p>ただいま各関係する新聞等には、その合併までのロードマップと申しますか、スケジュール表が示されております。ただ、現在、かなりおくれておまして、現在条例を改正するのは3月議会になります。そこから逆算するというわけではないのですが、皆さんのほうに税率が、標準税率といえますか、そういうものを示すことができるのは、県のほうが公表するのは12月までにできるかどうかぐらいの段階だと思います。</p> <p>(「1月」の声)</p>
中里部長	<p>済みません。失礼いたしました。来年の1月に示されるかどうかぐらいの現況だそうです。</p> <p>以上です。</p>
青木委員	<p>結構です。</p>
議 長	<p>よろしいですか。私も3月まで、県の総務企画委員長のほうに何としても平成30年度までにやりますというのが県の答弁でした。合併協議ということで、かなり幅がありますから、いろいろ一気にはいかないということで、それぞれの数字が出てくるのだと思うのですけれども、ご理解いただけますか。</p>
青木委員	<p>少し理解しました。はい、結構です。</p>
議 長	<p>よろしくお願いします。</p>

<p>議長</p>	<p>では、ほかにございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>質疑については打ち切らせていただきたいと思います。</p> <p>本議案は審議に当たっての事前説明となりますので、採決ではなく、確認とさせていただきます。</p> <p>協議第14号につきましては、次回の審議事項とさせていただくことでご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしということで認めます。</p> <p>「国民健康保険事業の取扱いについて」につきましては、よろしく願いをいたします。</p> <p>続きまして、協議第15号 合併協定項目23—9 「保健衛生事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>丸山事務局次長</p>	<p>それでは、協議第15号につきましてご説明をさせていただきます。資料は55ページになります。表の中をごらんいただきたいと思います。</p> <p>合併協定項目23—9 「保健衛生事業について」の調整方針につきましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、健康増進計画・食育推進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 2、健康診査事業については、合併時に統合する。 3、がん検診事業については、合併時に統合する。ただし、がん検診推進事業については、合併時に再編する。 4、定期予防接種については、現行のとおり新市において継続する。 5、任意予防接種については、合併時に統合する。 6、健康まつりについては、合併時に再編する。 <p>としております。</p>

それでは、関係項目ごとにご説明をさせていただきます。次のページをお願いいたします。関係項目につきましては、1番の健康増進計画・食育推進計画になります。

表の中ほどになります。目的となりますが、国の法律に基づく計画を一体的に策定しまして、地域住民の健康状況に応じた行動目標を定めまして、住民の健康増進を図るとしております。

1番の基本理念につきましては、記載のとおりでございます、2番の基本目標としまして、市町ともに「健康寿命の延伸」を定めております。3番の計画期間としましては、市は平成28年度から平成37年度までの10年間としまして、中間評価及び最終年度評価を実施しておりますけれども、町におきましては平成27年度から平成34年度までの8年間としまして、評価については最終年度のみ評価となっております。

次のページに4番の策定体制がございますが、市では担当課で作成しました計画案を健康づくり計画策定委員会で協議を行った後に、館林市健康づくり推進協議会において審議決定をしておりますが、町では健康づくり推進協議会のみで審議決定する体制となっております。各協議会の委員数や任期につきましては、記載のとおりでございます。

前のページの表の右側、具体的な調整内容としまして、「健康増進計画・食育推進計画については、計画期間、計画策定にかかる諮問機関、計画の評価方法が異なるが、基本目標等が同じであるため、合併時は現市町の計画をそのまま移行し、合併後に新市において策定する。」といたしました。

続きまして、58ページをお願いいたします。関係項目2番の健康診査事業になります。時間の関係もございますので、ここからは実施の時期を除く異なる点につきましてご説明をさせていただきます。また、各種健康診査の実施内容等に違いがありますが、館林市の例により合併時に統合するとした調整内容の事業となっております。

1番の若年者健康診査になりますが、(1)の対象者として、市が19歳から39歳を対象としていますが、町では20歳から39歳までを対象としております。

(4)の健診項目の中で、市では血液検査の検査項目としまして、腎機

能検査も対象としております。

(6) 自己負担額では、市は500円、一部の世帯を無料としておりますが、町では全てを無料としております。

次のページになります。2番の生活保護受給者健康診査になります。こちらのほうは、(5)の実施時期を除きまして、全て同様な事業となっております。

次のページをお願いいたします。3番の歯周疾患検診になります。

(1)の対象者としまして、市では30歳から5歳刻みとしておりますけれども、町では40歳から10歳刻みを基本として行っております。

(6)の自己負担額につきましては、500円で同額となっておりますけれども、無料となる対象者が異なっている状況でございます。

次のページの4番の骨粗しょう症検診になります。

(1)の対象者としまして、市では20歳からとしておりますけれども、町では35歳からを対象としております。

(2)、(3)の実施方法、実施場所につきましては、市では個別検診も実施しております。

(6)の自己負担額につきましては、500円で同額となっておりますけれども、無料となる対象者が異なっている状況でございます。

ここまでの検診につきましては、実施内容と自己負担額など異なるところがありますけれども、「館林市の例により合併時に統合する。」とした事業でございます。

次のページをお願いいたします。5番の肝炎ウイルス検診になります。

(1)の対象者としまして、市は40歳から74歳までとしておりますけれども、町では40歳以上を対象としております。

(2)の実施方法、(3)実施場所として、市では個別の検診を実施しております。

(6)自己負担額につきましては、市では500円として、一部を無料としているのに対しまして、町は全ての方を対象としております。

肝炎ウイルス検診につきましては、以上の違いがありますが、「館林市の例により合併時に統合する。」といたしております。ただし、対象者に

については、板倉町の例によるといたしております。

次のページをお願いいたします。関係項目は、3番のがん検診になります。表の中ほどの現況についてご説明いたしますが、こちらの検診事業につきましても、実施時期を除く異なる点につきましてご説明をさせていただきます。また、市町で実施内容に違いがある。または、市のみ実施している事業であるため「館林市の例により合併時に統合する。」とした事業となっております。

1番の胃がん検診です。(1)の対象者としまして、市では胃レントゲン検査のほかに胃内視鏡検査も対象としております。

(2)の実施方法、(3)の実施場所につきましては、市では個別検診も実施しております。

次のページの(6)の自己負担額につきましては、胃のレントゲン検査につきましては500円で同額となっておりますけれども、無料となる対象者が異なっております。胃内視鏡検査につきましては、市のみとなっております。

次のページをお願いします。2番の胸部検診・肺がん検診になります。こちらのほう、両市町で違っている点は、(6)の自己負担額の喀たん検査の負担金につきまして、500円で同額となっておりますけれども、無料となる対象者が異なっております。

次のページをお願いいたします。3番の大腸がん検診になります。市町で異なる点は、(2)の実施方法、(3)の実施場所として、市では個別検診を実施しております。

(6)の自己負担額につきましては、500円で同額ですけれども、無料となる対象者が異なっている現状でございます。

次のページの4の子宮頸がん検診になります。こちらのほうでは、(4)の検診項目の中で、市ではHPV検査も行っております。

(6)の自己負担額では、500円で同額でございますけれども、こちらのほうも無料となる対象者が異なっております。

次のページになります。5番の乳がん検診になります。

(1)の対象者としまして、市では昨年度未受診の40歳以上の方を対象

としておりますけれども、町では40歳以上の方を対象としております。

(3)の実施場所につきましては、市では公民館等でも実施しております。

(4)の検診項目としまして、市では問診とマンモグラフィ検査としておりますが、町ではそれ以外に視触診も行っております。

(6)の自己負担額につきましては、500円で同額ですけれども、無料となる対象者が異なっているものでございます。

次のページの6、前立腺がん検診になります。(2)の実施方法、(3)の実施場所で、市では個別検診を行っております。

(6)の自己負担額につきましては、500円で同額ですけれども、無料となる対象者が異なっております。

次のページをお願いします。7番、胃がんリスク検診になります。こちらの事業は、市のみ実施している事業でありまして、40歳から70歳までの5歳刻みの方を対象としまして実施してありまして、検査項目としましては問診と血液検査となっております。自己負担額は500円、一部の世帯につきまして無料としております。

ここまでの事業につきましては、実施内容または自己負担額など異なる点がございまして、「館林市の例により合併時に統合する。」とした事業内容でございまして。

次のページの8番、がん検診推進事業になります。(1)のがん検診受診勧奨事業については、市町とも同様でございまして、(2)の精密検査受診再勧奨事業は、市のみ実施している事業でございまして、各種がん検診の精密検査の未受診者に対しまして、再勧奨を行う事業となっております。こちらのほうも調整内容につきましては、表の右側になります「がん検診推進事業については、事業内容が異なるため、国の事業実施要綱に基づき合併時に再編する。」といたしました。

次のページをお願いします。関係項目は、4番の定期予防接種になります。表の中ほどの現況でございまして。概要の1番に、種類及び対象者として、(1)のヒブワクチンから次のページの(12)の高齢者用肺炎球菌まで記載しております。こちらのほうの各予防接種につきましては、国

の法律で定められた種類及び対象者となっておりますので、市町ともに同様でございます。

次のページをお願いいたします。4番の委託料になりますけれども、こちら各ワクチンの委託単価となりますけれども、こちらの委託単価につきましては、館林市邑楽郡医師会で統一されておりますので、市町とも同額となっております。

5番の自己負担額についても、同様でございます。

72ページのほうに戻っていただきまして、表の右側になります。具体的な調整内容につきましては、「定期予防接種については、現行のとおり新市において継続する。ただし、指定医療機関が異なるため、合併時まで調整する。」としております。

75ページをお願いいたします。関係項目につきましては、5番の任意予防接種になります。表の中ほどの現況についてご説明をさせていただきます。時間の関係もでございますので、市町の異なる点を重点的にご説明させていただきますと思います。

1番の風しん予防接種になります。こちらのほう(2)の助成対象期間としまして、市のみ対象期間を定めております。これ以外については、市町とも同様でございます。表の右側、具体的な調整内容としては、「風しん予防接種については、助成対象期間が異なるため、板倉町の例により合併時に統合する。」といたします。

次のページをお願いいたします。2番の高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種になります。こちらのほう(2)の助成内容としまして、市では1,000円としておりますが、町では2,000円としております。これ以外については同様でございます。具体的な調整内容としまして、表の右側、「高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種については、助成内容が異なるため、板倉町の例により、合併時に統合する。」としております。

3番のおたふくかぜワクチン予防接種です。こちらは町のみ予防接種であります。満1歳から義務教育就学前までの子供で、おたふくかぜに罹患したことがなくて、かつ予防接種を受けていない子供を対象としまして、1回限り3,000円を助成している事業でございます。

<p>議 長</p>	<p>表右側、具体的な調整内容としては、「おたふくかぜワクチン予防接種については、板倉町のみ実施しているため、板倉町の例により、合併時に統合する。」としております。</p> <p>次のページになります。4番のロタウイルスワクチン予防接種になります。こちらのほうは市のみ実施している事業でございます、対象は市内に居住する生後6週から24週または32週までの乳児となりまして、助成する内容につきましては記載のとおりでございます。具体的な調整内容として、表の右側、「ロタウイルスワクチン予防接種については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により、合併時に統合する。」としております。</p> <p>次のページをお願いいたします。関係項目は、6番の健康まつりに関することになります。表の中ほどの現況でございますけれども、目的としましては、各種行事と同時に開催しまして、住民の健康意識を高めるとともに、健康づくりの普及啓発を図ることを目的として開催しているものでございます。</p> <p>市では、10月の第2月曜日に開催されます市民の集いと同時に、市役所周辺において開催をしております。町では、10月から11月にかけて各地区公民館で開催されるイベントに合わせて実施をしております。実施方法や事業内容など異なる部分もございますが、地域住民の健康増進のために実施している事業でございます。具体的な調整内容として、表の右側になりますが、「健康まつりについては、事業規模や実施回数が異なるため、合併時までには事業内容や実施方法を調整し、再編する。」といたしております。</p> <p>以上で合併協定項目23—9 「保健衛生事業について」の説明を終了させていただきます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>協議第15号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら挙手にてお願いをいたします。</p>
------------	---

<p>荒井委員</p>	<p>荒井委員さん。</p> <p>板倉町の荒井です。</p> <p>58ページの若年者健康診査ですが、この中の自己負担額について館林市は500円で、板倉町は自己負担額無料です。調整方針は「館林市の例により合併時に統合する。」ということですから、これは自己負担額500円に統一され、板倉町が無料でなくなるということになります。62ページの肝炎ウイルス検診も同じ意味なのですけれども、板倉町では無料、館林市では500円、要するに板倉にとっては負担がふえるわけですけれども、この辺を説明していただけるでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局、専門部会のほうでお答えいただけますか。</p> <p>野澤課長、お願いします。</p>
<p>野澤課長</p>	<p>館林市健康推進課の野澤です。よろしく申し上げます。</p> <p>若年者健康診査、それと肝炎ウイルス検診について、板倉町が無料だったものが、合併時に館林市の例によるということで、500円となることについてお答えさせていただきます。</p> <p>あくまで平成27年度決算ベースの試算でございますが、館林市の例によった場合、若年者健康診査では、館林市、板倉町合わせて6万円程度の増の額となります。板倉町の例によった場合ですと、46万5,000円の増額となる試算です。</p> <p>肝炎ウイルス検診につきましては、館林市によった場合が2万3,000円程度の減、板倉町の例によった場合が37万5,000円の増という試算になりました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか、今の説明。</p>
<p>荒井委員</p>	<p>そうしますと、基本的に過去の実績の財政的な部分でこういった形にな</p>

議 長	<p>ってきているわけですか。その辺の数字がよく見えてこないので、判断しかねるのですけれども、その辺資料を出していただくとわかりやすいと思うのですが。</p> <p>館林市、中里部長。</p>
中里部長	<p>中里です。よろしくお願いします。</p> <p>先ほどの健康推進課長のほうからお金のほうのシミュレーションの話がありましたが、基本的な考え方なのですけれども、自分の健康に責任を持っていただく。この場合について、500円というワンコイン程度の自己負担をしていただくというのが基本であるというふうに考えております。ただし、館林市の例のところのただし書きを見てもらうとわかりますように、生活保護世帯か市民税の非課税世帯、こちらのほうは無料にすることで、あくまでも低所得者の方については、それなりの配慮はします。ただし、それ以外の方については、自分の健康を守るためには、ワンコイン程度は自分で負担をしていただいて、自分の健康を守っていただきたいというのが基本的な考え方です。お金のことの試算もありますが、そういうことが原則にありまして、やっていただきたいというふうに考えて、こういうような結論を出したという形になっております。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
荒井委員	<p>結構です。</p>
議 長	<p>次に、ご質問のある方。</p> <p>向井委員。</p>
向井委員	<p>62ページの肝炎ウイルス検診の対象者のみ板倉町の例によるというのは、どのような理由からですか。</p>

議 長	中里保健福祉部長。
中里部長	62ページの具体的な調整内容のところですが、こちらについては自己負担額については館林市の例により統一する。ただし、対象者については、館林市は40歳から74歳ということで上限を定めております。ただし、板倉町については、40歳以上ということで上限を定めていないということで、こちらについては板倉町の例をとりますということで、これは金額については館林市の例によるという形で判断しておりますので、よろしくお願ひします。
議 長	よろしいですか。
向井委員	了解。
議 長	ほかにございますか。 (「なし」の声)
議 長	なしというご発言が複数ございました。 それでは、質疑を打ち切らせていただきたいと思ひます。 それでは、協議第15号につきましては、次回の審議事項とさせていただきますことでご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	異議なしという発言がございました。 ご異議なしと認めたいと存じます。 保健衛生事業につきましては、そのようによろしくお願ひをいたします。 続きまして、その他でございます。 初めに、寄せられたお問い合わせと事務局からの回答について、事務局

<p>林事務局次長</p>	<p>より説明をお願いします。</p> <p>資料の79ページをお願いいたします。寄せられたお問い合わせと事務局からの回答についてご説明申し上げます。</p> <p>合併協議会のホームページに寄せられたお問い合わせと事務局からの回答につきまして、前回5月22日の協議会で報告したものから6件の追加がございました。内容は、79ページから86ページまでの8ページ分でございます。個別の内容説明は時間の都合で割愛をさせていただきますが、後ほどご確認をいただき、委員の皆様よりご意見等がございましたら事務局までご連絡をお願いいたします。引き続き合併協議会のホームページに掲載されている内容確認につきまして、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>このことに関しまして何かございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>特にないようでございますので、進めさせていただきたいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、引き続き協議会のホームページの内容確認につきましては、よろしくお願いをいたしたいと存じます。</p> <p>最後に、本日の会議全体を通しまして何かございましたら、お願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、以上で本日の議事を全て終了いたしました。</p> <p>これにて議長役目を解かせていただき、進行を事務局にお返しいたします。</p>

<p>田沼事務局長</p>	<p>皆様、ご協力まことにありがとうございました。</p> <p>それでは、次第に基づきまして栗原副会長より、閉会の挨拶をお願いいたします。</p>
<p>栗原副会長</p>	<p>長時間にわたりまして、研修、講演ということでお疲れさまでした。県の課長さんの話を聞いて、スケールメリットや文化等々も含めて尊重しながら、住民の幸せを第一に考え、意義ある議論をしながら、同じ方向を目指して検討を進めたいという話があったわけでございますし、また課長さんからは、一つ一つがそれぞれ重要ではありますが、合併そのもののメリット・デメリットということについての話もありました。しかし、皆さんは当然そのあたりを承知して委員に選ばれているわけですから、話を聞いて参考になったかどうかは別の話だろうというふうにも、失礼な話をしますが、思います。</p> <p>いずれにしても新設と編入の違いについては、事務手続が違うという話もございました。これからある程度の期間で考え方をできればまとめ上げていきたいなという感じも聞きながらいたしたところでもあります。そういうことを踏まえて、次回には合併の方式をまた意見を聴きたいという、先ほど司会の案内もあったようでございます。きょうのメリット、デメリット、あるいは編入、新設も含め、皆様方には意見をまたお聞きするということですので、その点を踏まえながらよろしく願いいたします。</p> <p>なお、協議事項等につきましては、先ほど市長のほうからも申し上げましたように、きょう決定したわけではありません。異議があったり、聞きたいことがあったりした場合には、事務方にどんどん説明を求め、そういう意味では納得いった上で手を挙げるということで、ぜひよろしく願いをしたいと思います。</p> <p>これも県の課長さんから申し上げていただいたところにあったわけですが、事務方の説明をいただきながら、一つ一つご質問をいただき、賛成をいただいたわけではありますが、サービスは高めに、負担は少な目を原則に、必要なことは適切にということで、非常に事務方は苦労しながらま</p>

<p>田沼事務局長</p>	<p>とめ上げて、原案として提示をしたものであるというふうに思っております。</p> <p>いずれにしても、きょうも皆さんにしっかりとご審議いただきました。質問がもちろんありまして、あるのは当たり前だと思いますし、そういったことを含めて、慎重なうちに原案をお認めいただけたら、次の機会をまた持てるということですので、心から感謝を申し上げて、きょうの閉会の言葉といたします。</p> <p>大変ありがとうございます。</p> <p>大変ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様、本日は長時間にわたり講演会並びにご審議、ご協議を賜りまして、大変ありがとうございました。</p> <p>次回、第6回の協議会につきましては、本日お手元に配付させていただきましたとおり、7月28日、金曜日、午後2時より、板倉町中央公民館大ホールでの開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、第5回館林市・板倉町合併協議会を閉会いたします。</p> <p>お帰り際には、交通事故等にお気をつけください。</p> <p>本日は、大変ありがとうございました。</p>
---------------	---